事情聴取が長すぎて パトカーで失禁女性

「名誉毀損」成立も

ニュースの裏側

三重四日市北署

三重県四日市市の女性（50）が一時停止を無視したとして、同県警四日市北署の署員からパトカー内で事情聴取を受けた際、書類作成時間の長さに耐えられず失禁する問題が起こった。同署は女性に謝罪したが、背景には事情聴取などをめぐる警察の〝体質〟がある。

×　×　×

同署によると、女性は15日午後4時頃、市内の交差点で車を運転中、一時停止違反を認めた署員2人からパトカー内で事情聴取を求められた。30分ほど違反事実を説明したが、女性は「止まった」と否定。否認調書を作成している間に「トイレに行きたい」との申し出が3～4回あり、聴取から約1時間後に近くのコンビニへ行く許可を出したが、パトカー内で失禁したという。

女性の怒りは言いようのないもので、「幹部が現場に行って『配慮が足りませんでした。申し訳ない』と頭を下げた」（同署）。

神奈川県警の元ベテラン刑事・小川泰平氏も「任意の事情聴取なので、いくら違反したとはいえ自分の身分を明かして、車検証からも本人名義の車だと分かれば、鍵を預かってトイレに行かせるのが普通。『電話したい』というのも普通は制限しない。今回の件が法的に適正だったとは言えない」と指摘する。

〝逃げ〟の常とう手段

一方で警察側にしてみれば、聴取を受けた者が「トイレに行く」と言い出すのは〝常とう手段〟という認識がある。

路上では歩行者に対しても職務質問などが行われる。違法な刃物や薬物などを持っていないか問いただすためだ。その際に〝クロ〟の人物が「トイレに行った後に、荷物の中身を見せる」というのは定番の言い訳である。ゆえに「すんなり『行っていいよ』なんて言えない。薬物などは流されてしまう可能性がある」（小川氏）。これが警察側の認識なのだ。

だが「怪しい！」とにらむ感覚は経験から身につけるもの。「経験の少ない署員なら、悪さを隠そうと焦っているのか、本当に尿意をこらえているのかの見分けがつかないかも。特に女性は事情聴取で興奮する人が多いから難しい」（小川氏）

もちろん、結果的に今回の事情聴取は警察に非がある。小川氏は「女性が名誉毀損で損害賠償を請求して認められたら、民事とはいえ署員に戒告処分が下るかもしれない」とみる。

全国から苦情の電話殺到の同署では、当該署員の処分について「今後の事実調査に基づいて、指導するなりします」と話す。

（塚田賢慎）

でも警察にはトイレ行かせられぬ事情が…